

# 令和3年第12回南島原市教育委員会定例会

日時 令和3年12月24日（金） 午後2時  
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・議案第45号 南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について
- ・報告第3号 財産の取得について（GIGAスクール対応教育用端末）

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

# 令和3年第12回南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○令和3年11月の諸会議並びに諸行事

- 29日(月) 11:00 給食試食(給食センター)  
14:00 令和3年第11回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 30日(火) 10:00 令和3年第4回市議会定例会 開会(有家庁舎)

## ○令和3年12月の諸会議並びに諸行事

- 1日(水) 13:30 南島原市文化財保護審議会(南有馬庁舎)
- 2日(木) 10:00 令和3年第4回市議会 一般質問(～12月6日)(有家庁舎)
- 4日(土) 10:00 「第40回全国中学生人権作文コンテスト長崎県大会」授賞式及び朗読会(世紀の泉)
- 6日(月) 10:00 令和3年第4回市議会 一般質問、議案質疑、委員会付託(有家庁舎)
- 10日(金) 13:30 市教頭会第8回研修会(コレジオホール)
- 13日(月) 14:00 長崎県教育庁総務課来庁(南有馬庁舎)
- 14日(火) 15:00 話そう会(市長・部課長ミーティング)(西有家庁舎)
- 17日(金) 10:00 令和3年第4回市議会定例会 閉会(有家庁舎)
- 20日(月) 9:30 部局長会議・行政改革推進本部会議(西有家庁舎)
- 21日(火) 16:00 南島原市スポーツ推進委員会会長訪問(南有馬庁舎)
- 22日(水) 9:00 議会給食センター見学(給食センター)

議案第45号

南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正  
する告示について

提案理由

人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

令和3年12月24日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示

南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（平成26年南島原市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号アに次のように加える。

（エ） 不妊治療を受けること。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるもの（業務分担、安全配慮等の観点から、客観的に判断して、業務上の必要性に基づく言動によるものは除く。）をいう。</p> <p>ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。</p> <p>    (ア)～(ウ) (略)</p> <p>    (エ) <u>不妊治療を受けること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるもの（業務分担、安全配慮等の観点から、客観的に判断して、業務上の必要性に基づく言動によるものは除く。）をいう。</p> <p>ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。</p> <p>    (ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p>

○南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

平成26年11月25日教育委員会告示第14号

改正

平成29年9月29日教育委員会告示第3号

令和2年7月31日教育委員会告示第4号

南島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

**第1条** この告示は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより南島原市立小・中学校の職員、児童生徒及び保護者等（以下「職員等」という。）の人権の尊重、利益の保護及び良好な勤務環境・教育環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動（同性に対する言動を含む。）をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、他の職員等に対して、適正な業務や指導の範囲を超えて継続的に精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる言動をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるもの（業務分担、安全配慮等の観点から、客観的に判断して、業務上の必要性に基づく言動によるものは除く。）をいう。

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(ア) 妊娠したこと。

(イ) 出産したこと。

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員等の就労上若しくは修学上の環境又は健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上又は修学上の不利益を受けることをいう。

(監督者の責務)

**第3条** 校長等管理監督者（以下「監督者」という。）は、次に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- (1) 職員に対し、この告示の周知徹底を図り、日常の指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。

- (2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。
- (3) 監督者は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮すること。

(職員の責務)

**第4条** 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントをしてはならない。

- (1) ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項
  - ア ハラスメントは、人によって受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立って判断すること。
    - (ア) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間、男女間、その人物の立場等で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要となること。
    - (イ) パワー・ハラスメントについて、指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると相手を傷つけてしまう場合があること。また、その適正なレベルは職員等一人一人異なるので、相手の立場に立った言動をとること。
    - (ウ) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動及び妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用したこと等により周囲の職員の業務負担が増大することも、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となること。また、当該制度を利用する職員も、周囲の職員との円滑なコミュニケーションを図りながら適切に業務を遂行していくという意識をもつこと。
  - イ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
  - ウ ハラスメントであるか否かについて、職務上の地位や人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示（拒否、抗議等）があるとは限らないこと。
  - エ 勤務時間外又は職場外におけるハラスメントについても十分注意する必要があること。
  - オ 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権を尊重した教育の在り方を意識し、一人一人を生かす教育環境づくりに努めること。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務環境を確保するため職員が認識すべき事項
  - ア ハラスメントについて問題提起する職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。
  - イ ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。また、被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。
  - ウ 職場においてハラスメントがある場合には、同じ職場に働く者として、気持ちよく就労又は修学ができる環境づくりをするために校長等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。
  - エ 児童生徒が被害を受けていることを見聞きした場合には、校長等に報告するとともに、すぐに声をかけて相談に乗るなど、細心の注意を払いながら解決を図ること。
- (3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項
  - ア 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないことを認識すること。

イ ハラスメントをなくすことは良好な勤務環境の形成に重要であるとの考えに立って、嫌なことは相手に対し明確に意思表示したり、信頼できる人に相談するなど、ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

(研修の実施)

**第5条** 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。

- (1) ハラスメントの防止等に向けた、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るために必要な研修
- (2) 新たに職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるために必要な研修
- (3) 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させるために必要な研修

(苦情相談への対応)

**第6条** ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を各小・中学校に配置する。なお、学校内での苦情相談が困難な場合に対応するため、相談員を学校教育課に配置する。

- 2 相談員は、各小・中学校においては校長が選任する者、学校教育課においては学校教育課長が指名する者をもって充てる。

(相談員の責務)

**第7条** 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導、助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

- 2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 相談員は、苦情相談を受けた場合、学校教育課長に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

**第8条** 監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年12月1日から施行する。  
(南島原市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の廃止)
- 2 南島原市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第1号）は、廃止する。

**附 則**（平成29年9月29日教育委員会告示第3号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

**附 則**（令和2年7月31日教育委員会告示第4号）

この告示は、令和2年8月1日から施行する。



## 報告第3号

### 財産の取得について（G I G Aスクール対応教育用端末）

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があり、令和3年第4回南島原市議会定例会へ提案し、可決されたので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和3年12月24日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

- 1 財産の種類 教育用端末（990台）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 57,000,460円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ 株式会社  
代表取締役 はまぐち 濱口 はるき 晴樹

別紙1 対象校一覧及び調達数

No	学校名	住 所	Wi-Fiモデル	LTEモデル	計
1	深江小学校	南島原市深江町丁3168番地	66	8	74
2	深江小学校馬場分校	南島原市深江町丙751番地	26	5	31
3	深江小学校諏訪分校	南島原市深江町丁5340番地	7	2	9
4	小林小学校	南島原市深江町乙1079番地9	45	8	53
5	大野木場小学校	南島原市深江町戊3243番地	30	12	42
6	布津小学校	南島原市布津町乙1676番地1	65	19	84
7	飯野小学校	南島原市布津町丙2365番地	21	7	28
8	有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	86	36	122
9	堂崎小学校	南島原市有家町大苑719番地	37	20	57
10	西有家小学校	南島原市西有家町須川33番地1	93	40	133
11	有馬小学校	南島原市北有馬町丁50番地1	45	21	66
12	南有馬小学校	南島原市南有馬町乙991番地	42	24	66
13	口之津小学校	南島原市口之津町丁4455番地3	58	18	76
14	加津佐小学校	南島原市加津佐町己3315番地1	52	17	69
15	野田小学校	南島原市加津佐町乙1172番地	27	2	29
(小学校 計)			700	239	939

1	深江中学校	南島原市深江町丁3179番地	6		6
2	布津中学校	南島原市布津町乙1653番地	6		6
3	有家中学校	南島原市有家町山川344番地	7		7
4	西有家中学校	南島原市西有家町須川91番地	8		8
5	北有馬中学校	南島原市北有馬町丁246番地3	7		7
6	南有馬中学校	南島原市南有馬町乙856番地5	6		6
7	口之津中学校	南島原市口之津町丙3476番地	5		5
8	加津佐中学校	南島原市加津佐町己3370番地	6		6
(中学校 計)			51	0	51

(小中学校 計)

751	239	990
-----	-----	-----

別紙2-1 詳細仕様書

項目	仕様
端末モデル	Wi-Fiモデル ※国内メーカーが提供する機器
OS	Microsoft Windows 10 Pro 64bit 又は Microsoft Windows 10 Pro Education 64bit
CPU	Intel Celeron 同等以上 2016年8月以降に製品化されたもの
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	10.0 ～12.0型 タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
形状	デタッチャブル型
キーボード	Bluetooth接続でない日本語JISキーボード
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.0 以上×1 以上
バッテリー	8時間 以上
重さ	1.5kg 程度(キーボード込)
保証	購入日より1年間(センドバック対応)
有償ソフトウェア	Microsoft 365 Education GIGA Promoのライセンス(5年分以上)を有すること。
参考機種	FUJITSU ARROWS Tab Q5010/DEG
	Dynabook K50
	NEC VersaPro タイプVU
	Lenovo IdeaPad D330

別紙2-2 詳細仕様書

項目	仕様
端末モデル	LTEモデル ※国内メーカーが提供する機器
OS	Microsoft Windows 10 Pro 64bit 又は Microsoft Windows 10 Pro Education 64bit
CPU	Intel Celeron 同等以上 2016年8月以降に製品化されたもの
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	10.0 ～12.0型 タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
LTE通信	LTE通信に対応し、教育委員会で契約した、ソフトバンク(株)のSIMが使用できること。
形状	デタッチャブル型
キーボード	Bluetooth接続でない日本語JISキーボード
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.0 以上×1 以上
バッテリー	8時間 以上
重さ	1.5kg 程度(キーボード込)
保証	購入日より1年間(センドバック対応)
有償ソフトウェア	Microsoft 365 Education GIGA Promoのライセンス(5年分以上)を有すること。
参考機種	FUJITSU ARROWS Tab Q5010/DEG
	Dynabook K50
	NEC VersaPro タイプVU
	Lenovo IdeaPad D330

別紙3 導入設定作業項目

設定項目	備考
納品前作業	
セットアップ	教育委員会より提示する設定内容に従い、PCのセットアップ(初期設定、ネットワーク設定、IE設定等)を行うこと。
コンピューター名付与	別途指示するリストに基づいて設定すること。
ユーザー作成	管理者ユーザーを作成すること。 (ユーザー名やパスワードは、別途指示。)
IPアドレス等設定	無線LANによるDHCPの設定をすること。
プライバシー設定	位置情報・診断・広告・音声認識・カスタマイズなどをすべてオフにすること。
Windows Update 最新	Windows 10 Creators Updateについては未適用とすること。
有償ソフトウェア	調達したものをインストールし、ライセンス認証すること。 現在使用している設定内容と同じ設定とすること。
Microsoft 365 Education GIGA Promo	下記の内容が導入設定費用に含まれていること。 ①Microsoft 365 Education GIGA Promoの登録手順の提供・QA対応 ②Intuneの初期設定(端末管理・セキュリティ関連) ③初期ユーザーの作成 ④基本操作マニュアル、設定情報一覧表の提供
市所有ソフトウェア	
DigitalArts@Cloud	インストールに関する事項は、別途指示。
無償ソフトウェア	教育委員会が指定したバージョンをインストールすること。
Adobe Reader	
Lhaplus	
VLC media Player	
Google Chrome	
QRコードリーダー	
ミラーリングソフト	フルノシステムズ(株)のミラーリングソフト「発表しまーす！」をインストールし、電子黒板で使用できる設定をすること。
設置時作業	
動作確認	無線LANによるネットワークの接続確認をすること。
備品シール	教育委員会が準備した備品シールを貼付すること。